

津市介護予防・日常生活支援総合事業の
算定構造
(令和6年6月施行版)

 : 令和6年6月改定個所



- 1 介護予防訪問型サービス (独自)
- 2 生活支援訪問サービス (緩和基準A)
- 3 短期集中専門訪問サービス
- 4 介護予防通所型サービス (独自)
- 5 生活支援通所サービス (緩和基準A)
- 6 短期集中専門通所サービス
- 7 介護予防ケアマネジメント

1【介護予防訪問型サービス】

基本部分	注	注	注	注	注	注
	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)

(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位 1日につき39単位(日割)	-1/100	-1/100	+15/100	+10/100	+5/100
(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位 1日につき77単位(日割)					
(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位 1日につき123単位(日割)					

ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)

(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位 1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。	-1/100	-1/100	+15/100	+10/100	+5/100
(2) 短時間の身体介護が中心である場合	163単位 1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。					

ハ 初回加算 (1月につき+200単位)

二 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき+100単位)
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき+200単位)

ホ 口腔連携強化加算 (1回につき+50単位(1月に1回を限度))

へ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき+所定単位×245/1000	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能
	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 1月につき+所定単位×224/1000	
	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1月につき+所定単位×182/1000	
	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1月につき+所定単位×145/1000	
	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 1月につき+所定単位×221/1000	
	(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 1月につき+所定単位×208/1000	
	(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 1月につき+所定単位×200/1000	
	(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 1月につき+所定単位×187/1000	
	(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 1月につき+所定単位×184/1000	
	(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 1月につき+所定単位×163/1000	
	(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 1月につき+所定単位×163/1000	
	(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 1月につき+所定単位×158/1000	
	(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 1月につき+所定単位×142/1000	
	(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 1月につき+所定単位×139/1000	
(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 1月につき+所定単位×121/1000		
(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 1月につき+所定単位×118/1000		
(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 1月につき+所定単位×100/1000		
(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 1月につき+所定単位×76/1000		

支給限度額の算定項目

・「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目である
 ・「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を参入することとする

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

2【生活支援訪問サービス】

<p>基本部分</p>

<p>注</p>
<p>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合</p>

イ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)

<p>(1) 生活援助が中心である場合</p>	<p>258単位</p> <p>1月につき、【介護予防訪問型サービス】イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。</p>
<p>(2) 短時間の生活援助が中心である場合(20分未満)</p>	<p>147単位</p> <p>1月につき、【介護予防訪問型サービス】イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。</p>

<p>× 90/100</p>

<p>ロ 初回加算 (1月につき+200単位)</p>

--

支給限度額の算定項目

3 【短期集中専門訪問サービス】

基本部分

事業対象者・要支援1・2 1月につき20回まで 522単位

支給限度額管理の対象外の算定項目である

※ 利用料金は定額 1回につき 400円
(介護保険負担割合関係なし)

4【介護予防通所型サービス】

基本部分

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	(1)事業対象者・要支援1 週1回程度(1月につき)	1,798単位
	(1)事業対象者・要支援1 週1回程度(1日につき・日割)	59単位
	(2)要支援2 週1回程度(1月につき)	1,810単位
	(2)要支援2 週1回程度(1日につき・日割)	60単位
	(3)要支援2 週2回程度又は2回を超える程度(1月につき)	3,621単位
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	事業対象者・要支援1 週1回程度 1回～4回まで	436単位
	要支援2 週2回程度又は2回を超える程度 1回～8回まで	447単位

ハ 生活機能向上グループ活動加算	1月につき100単位を加算
------------------	---------------

ニ 若年性認知症利用者受入加算	1月につき240単位を加算
-----------------	---------------

ホ 栄養アセスメント加算	1月につき50単位を加算
--------------	--------------

ヘ 栄養改善加算	1月につき200単位を加算
----------	---------------

ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(I)	1月につき150単位を加算
	(2)口腔機能向上加算(II)	1月につき160単位を加算

チ 一体的サービス提供加算	1月につき480単位を加算
---------------	---------------

リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	88単位
		要支援2(週1回程度)	88単位
		要支援2(週2回程度)	176単位
	(2)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	72単位
		要支援2(週1回程度)	72単位
		要支援2(週2回程度)	144単位
	(3)サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	24単位
		要支援2(週1回程度)	24単位
		要支援2(週2回程度)	48単位

ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	1月につき100単位を加算 (3月に1回を限度)
	(2)生活機能向上連携加算(II)	1月につき200単位を加算

注
利用者の数が利用定員を超える場合

注
看護・介護職員の数に満たない場合

注
高齢者虐待防止措置未実施減算

注
業務継続計画未策定減算

注
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

注
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所型サービスを行う場合

注
事業所が送迎を行わない場合

× 70/100

× 70/100

-1/100

-1/100

+ 5/100

-376単位 (1月につき)
-752単位 (1月につき)
-94単位 (1回につき)

-47単位 (片道につき)

ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)	利用開始時及び利用中6月ごと1回につき20単位を加算
	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(II)	利用開始時及び利用中6月ごと1回につき5単位を加算
ヲ 科学的介護推進体制加算		1月につき40単位を加算

フ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)	1月につき+所定単位×92/1000	
	(2)介護職員等処遇改善加算(II)	1月につき+所定単位×90/1000	
	(3)介護職員等処遇改善加算(III)	1月につき+所定単位×80/1000	
	(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	1月につき+所定単位×64/1000	
	(5)介護職員等処遇改善加算(V)	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)	1月につき+所定単位×81/1000
		(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)	1月につき+所定単位×76/1000
		(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)	1月につき+所定単位×79/1000
		(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)	1月につき+所定単位×74/1000
		(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)	1月につき+所定単位×65/1000
		(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)	1月につき+所定単位×63/1000
		(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	1月につき+所定単位×56/1000
		(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	1月につき+所定単位×69/1000
		(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	1月につき+所定単位×54/1000
		(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	1月につき+所定単位×45/1000
		(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)	1月につき+所定単位×53/1000
(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)		1月につき+所定単位×43/1000	
(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)		1月につき+所定単位×44/1000	
(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)		1月につき+所定単位×33/1000	

注
 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計
 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能

支給限度額の算定項目

「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目である

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)又は(2)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、イ(3)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

5 【生活支援通所サービス】

基本部分			注	注	注
			利用者の数が利用定員を超える場合	又は 介護職員の員数が基準に満たない場合	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に生活支援通所サービスを行う
イ 生活支援通所サービス (I)	2時間以上 5時間未満 5回まで	事業対象者・要支援1 1回につき 349単位 1月につき5回まで	× 70/100	× 70/100	× 77/100
ロ 生活支援通所サービス (II)	5時間以上 4回まで	事業対象者・要支援1 1回につき 392単位 1月につき4回まで			
ハ 生活支援通所サービス (III)	2時間以上 5時間未満 10回まで	要支援2 1回につき 358単位 1月につき10回まで			
ニ 生活支援通所サービス (IV)	5時間以上 9回まで	要支援2 1回につき 402単位 1月につき9回まで			

※1 同一建物減算を算定する場合で、人員欠如・定員超過となる時の事業費の請求については、お問合せください。

参考・生活支援通所サービス定員超過の減算方法

問 12 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、定員超過利用の扱いはどのようにすべきか。

（答）

- 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、
 - 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定め、
 - これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めることとしている。
- したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、
 - 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となる。
 - 通所型サービスAの部分が、通所型サービスAの利用定員の超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。
- なお、事業所は、適正なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

介護保険最新情報
平成27年8月19日
Vol.494



市町村の定める減算等の取扱い

事業所全体では、利用定員は超えないものの、通所介護と現行相当サービスの部分が、通所介護と現行相当サービスの利用定員の超過利用となる場合は、減算の対象となる。

ただし、通所型サービスAのみが通所型サービスAの定員を超えているが、事業所全体で利用定員が超えない場合は、減算の対象としない。

6 【短期集中専門通所サービス】

基本部分

注
送迎を行 わない場 合

事業対象者・要支援1・要支援2 1回9回まで	436単位
------------------------	-------

片道につき 5単位

--

支給限度額管理の対象外の算定項目である

※ 利用料金は定額（送迎の有無に関わらず）
1回につき 350円（介護保険負担割合関係なし）

7 【介護予防ケアマネジメント】

基本部分			注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務継続計画未 策定減算
【介護予防ケアマネジメントA】 (原則的)	【介護予防ケアマネジメントB】 (簡略)	【介護予防ケアマネジメントC】 (初回のみ)		
イ 介護予防ケアマネジメント(1月につき) 442単位	イ 介護予防ケアマネジメント(1月につき) 397単位	イ 介護予防ケアマネジメント(1月につき) 442単位	-1/100	-1/100
ロ 初回加算 +300単位	ロ 初回加算 +300単位			
ハ 委託連携加算 +300単位	ハ 委託連携加算 +300単位			

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。